ブルガリア共和国との覚書(Memorandum)の概要

1. 目的

ブルガリア共和国における我が国企業等の JI(注)プロジェクト実施の促進と両国間での排出削減量(クレジット)移転を促進する。

2. 日本側の貢献

- (1) ブルガリア共和国における JI プロジェクト促進のために情報を交換し、両国間の協力を強化すること
- (2) 個別の JI プロジェクトを承認する場合には、京都議定書の規定に基づき、承認状を発行すること
- (3) JI プロジェクトから生ずるクレジットを日本国登録簿内に移転するに際して、管理を 行い、プロジェクトの開発と実現に貢献すること

3. ブルガリア共和国側の貢献

- (1) ブルガリア共和国における JI プロジェクト実施に関心のある日本側の企業等に必要な情報提供をすること、及び、個別 JI プロジェクトを承認する場合には、承認状を発行することにより、当該事業の実施を促進すること
- (2) 第一約束期間(2008~2012 年)中に JI プロジェクトから生ずるクレジット(ERU:排出削減単位)を日本国登録簿内に移転すること
- (3) 2008 年以前に実施された JI プロジェクトによる排出量削減相当分のクレジットを割当量単位(AAU)として日本国登録簿内に移転すること
- (4) ブルガリア国内の重大な政策変更や同国が JI 参加資格を満たせなくなった場合であっても、プロジェクト参加者間で合意されたクレジット量が移転されるよう最大限の努力を行うこと
- 注:京都議定書の下で、附属書 I 国(先進国・経済移行国)同士が共同で温室効果ガス排出削減 プロジェクトを実施し、当該事業から得られた排出削減量(クレジット)を投資国等が自国 の目標達成に利用できる制度。